

仙台市南部拠点地域おこし協力隊設置要綱

(令和4年3月2日太白区長決裁)

(設置)

第1条 JR長町駅周辺を中心とした、仙台市南部の中心地(以下「南部拠点地域」という。)内外で活動する団体等の活動支援、各団体等の連携促進による新たな価値の創造を行い、賑わい創出や南部拠点地域内外での交流活発化を目的とし、総務省の地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号。以下「総務省要綱」という。)の規定に基づき、仙台市南部拠点地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(活動)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号に掲げる地域協力活動を行う。

- (1) 南部拠点地域内外で活動する団体等の活動支援、各団体等の連携促進による新たな価値の創造に係る活動
- (2) 地域づくり及び情報発信に係る活動
- (3) その他地域活性化、交流人口拡大に資するために必要な活動

(委嘱)

第3条 隊員は、特別交付税措置の対象となる、三大都市圏をはじめとする仙台市以外の都市地域等から生活の拠点を活動地域である仙台市内へ移し、住民票の異動を行うことができる者の中から市長が委嘱する。

(身分等)

第4条 隊員は、市長からの委嘱に基づき、個人として地域協力活動に取り組み、その対価として報償費の支払いを受けるものとし、市との雇用契約は存在しないものとする。

(任期)

第5条 隊員の任期は1年とするが、委嘱初年度は、委嘱の日からその年度の3月31日までとする。その後地域協力活動の取組状況により、原則として1年ごとに延長することができる。ただし、委嘱期間を通算して3年を超えることはできない。なお、次条に定める理由により隊員が解嘱となった場合、市長は新たに隊員の補充をすることができるが、隊員の任期は前任の隊員の任期を引き継ぐものとする。

(解嘱)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、隊員の委嘱を取り消すことがで

きる。

- (1) 本人から隊員を辞退したい旨の申出があり、やむを得ないと認める場合
- (2) 傷病、事故等により、地域協力活動の継続ができなくなった場合
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合

(報告)

第7条 隊員は、各月の地域協力活動実施状況を、活動報告書(様式1)により当該月の翌月10日までに市長に報告するものとする。但し、3月においては当該月の31日までに市長に報告するものとする。なお、市が求める場合には、市が日程を指定する報告会にて口頭で説明するものとする。

(報償費等)

第8条 隊員の報償費の額、及び支給方法は以下のとおりとする。

- (1) 報償費は月額266,000円(所得税等を含む)とする。但し、総務省要綱の改正に伴い改定となる場合があるほか、前条の規定に基づく地域協力活動実施状況報告の内容により、当該月の報償費を減額する場合がある。
- (2) 報償費の支払いは、活動報告のあった月の末日までに行うものとする。ただし、3月の活動に対する報償費は報告のあった翌月の末日までに行うものとする。

(活動時間)

第9条 隊員の活動時間の目安は、1日当たり7時間45分、1週間当たり4日(31時間)、かつ1か月当たり17日(131時間45分)とする。

(秘密の保持)

第10条 隊員は、地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、同様とする。

(市の役割)

第11条 市は、協力隊を設置し、隊員の地域協力活動が円滑に実施できるよう、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の委嘱
- (2) 隊員の住居や地域協力活動に係る経費に対する支援
- (3) 隊員の生活に関する支援
- (4) その他隊員の円滑な活動に必要な支援

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は太白区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日改正）

この改正は、令和 4 年 3 月 29 日から実施する。

附 則（令和 7 年 2 月 7 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。